平成２２年（フ）第１５６９０号
東京都新宿区西新宿４丁目34―18―207
債務者　植原　真美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６９１号
埼玉県春日部市小渕137―１　春日部サンハイツ１―225
債務者　緑川　将行
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１００号
東京都八王子市館町1113番地２メゾンドール高尾203号
債務者　市川　健一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４１１号
横浜市鶴見区上末吉３丁目10番27号
債務者　永野　律江（旧姓西城）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７９号
静岡市駿河区広野３丁目26番８―７号
債務者　川満　克吉
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９号
静岡市清水区東大曲町４番35号　中嶋貸家２号室、旧住所静岡市清水区有東坂428番地の２　今泉ハイツＡ―101
債務者　大谷　元男
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３５号
静岡市清水区能島371番地の１　能島西団地１―109
債務者　帯金　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４５号
静岡県榛原郡吉田町片岡324番地の13、旧住所静岡県焼津市相川546番地
債務者　滝井　糸子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７４６号
茨城県常陸大宮市小舟160番地
破産者　堀江　正一
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７４７号
茨城県常陸大宮市小舟160番地
破産者　堀江うめ子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３号
茨城県日立市久慈町６丁目29番３号
破産者　宇佐美榮次
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４３９号
埼玉県川越市並木西町15番地６　グランドール・ミーユ101号室
破産者　阿知良　武
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７２号
埼玉県比企郡川島町八幡３丁目８番地２
破産者　近藤　泰司
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９０号
埼玉県入間市大字下藤沢332番地48　プランドールⅡ102、前住所栃木県那須塩原市二区町1454番地２
破産者　柴田　利治
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９５９号
横浜市港北区高田東１丁目41番５号
破産者　山野友加里
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４８号
神奈川県秦野市羽根133番地の８　ファレノハイツⅡ　103号、開始決定時の住所神奈川県秦野市鶴巻北１丁目11番１―411号
破産者　石井　信孝
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部